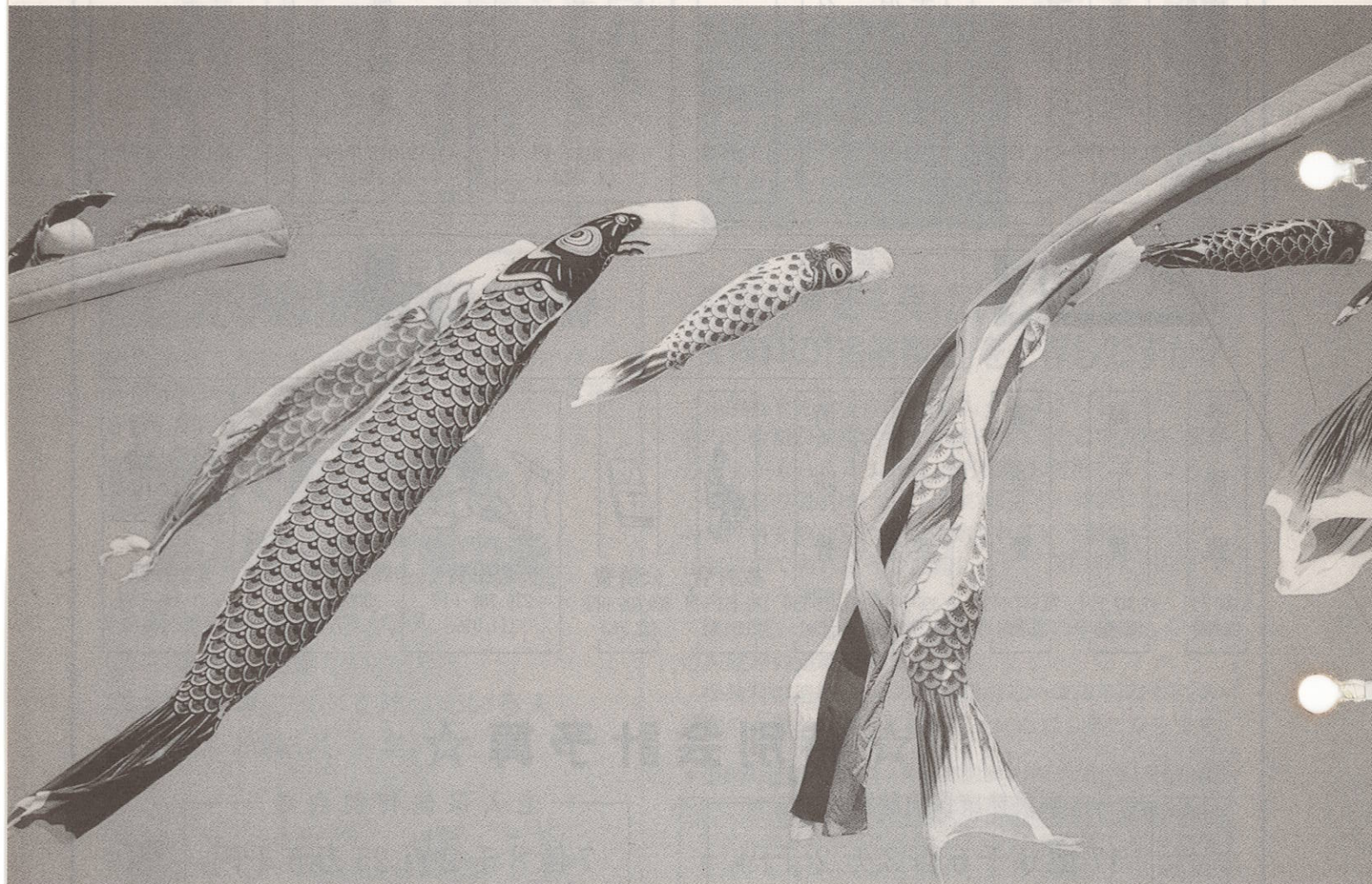




広
報

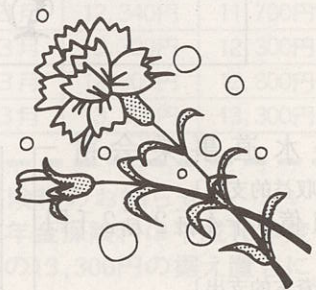
みさき



— 町の規模 —

世帯数	1,746 戸
人口	4,494 人
男	2,073 人
女	2,421 人
(平成11年3月31日現在)	

平成11年4月30日	(No.205)
発行	愛媛県西宇和郡三崎町
	三崎町役場 ☎ 54-1111 印刷
編集	総務課 豊豫社



平成11年度一般会計は 25億3千3百21万4千円でスタート

歳入

地方交付税
1,765,987千円
(69.7%)



使用料及び手数料 19,219千円 (0.8%)	分担金及び負担金 30,317千円 (1.2%)	その他 215,491千円 (8.5%)	地方譲与税 利子割交付金 地方消費税交付金 自動車取得税交付金 55,500千円 (2.2%)	町債 1,700千円 (0.1%)	県支出金 94,525千円 (3.7%)	国庫支出金 119,018千円 (4.7%)	町税 231,457千円 (9.1%)
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--	-------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------

歳出

総務費
516,699千円
(20.4%)



予備費 5,000千円 (0.2%)	商工費 17,347千円 (0.7%)	議会費 70,544千円 (2.8%)	土木費 56,356千円 (2.2%)	消防費 103,112千円 (4.1%)	教育費 180,453千円 (7.1%)	公債費 569,609千円 (22.5%)	衛生費 279,766千円 (11.0%)	農林水産業費 200,932千円 (7.9%)	民生費 533,396千円 (21.1%)
--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------

☆ 特別会計予算 ☆

— 国民健康保険特別会計 —

17億6千6百3万2千円



— 老人保健特別会計 —

7億8千2百25万5千円



— 水道事業会計 —

〔収益の支出〕
1億5千4百2万2千円

〔資本の支出〕
2千7百2万2千円

住宅新築資金等
貸付事業特別会計

29万6千円

— 土地取得特別会計 —

43万千円

— 港湾整備特別会計 —

42万6千円

第一回 三崎町議会定例会

台風十号による災害復旧に全力を!! 庁舎周辺の環境整備が完了

平成十一年第一回三崎町議会定例会が去る三月十日から十二日までの会期三日間で開催され、審議に先立ち菊池町長が、招集のあいさつを行いました。

町長の招集あいさつは、次のとおりです。
平成十一年度の国の予算案は、一転して景気回復型の大型予算案となっておりますが、公債発行額は、前年度当初より十五兆五千億増額の三十一兆円余りとなり、今後不安をかかえる予算案で、なお一層の行財政改革の推進と合理化が求められております。

一方景気の回復は遅々として進まず、定期預金の利子も〇・一二%まで引き下げられ、年金生活者や、消費者は、なお一層苦しい状況にあり、老後の不安は解消されず、内需の拡大は望めそうもない現況にあります。

早く適切な措置を期待しているところであります。

本町におきましても、この不況感、例外ではなく、主産業である農・漁業は大変きびしい状況にあります。柑橘につきましては、昨年より高値で販売されておりますが、収穫量が少なく、特に清見タンゴールは、半年の半作位ではないかと心配をいたしております。

漁業につきましても、水揚量が少ない不安値が続いておりますので、町内の商店への影響も相当なものがあるかと思いますが、今月末に配布を予定しております地域振興券に併せて商工会を中心とした独自の活性化策を打ち出していただきたく期待しているところであります。

このような状況の中で、本町の行財政状況も引き続き厳しい状況にありますので、むだをはぶき、一般行政経費の抑制と人員の削減に努めると共に、職員の意識改革を最優先しなければならぬと思っております。

職員が変れば、役場が変わり、町全体も変わってくるものと信じておりますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、平成十年度は、本町にとりまして長年の懸案事項でありました、住民サービスの拠点である庁舎の改築をはじめ、庁舎への進入路を含めた周辺の環境整備を完了することができました。これも一重に議員の皆様のご指導とご支援、ご協力、そして、地権者や町民の方々のご理解の賜でございます。

有り難く厚くお礼を申し上げます。

又、三崎、名取口線の二名津地区の改良や大谷川河川道路の整備を進めることができ、二名津地区や、松・明神地区を中心とした多くの利用される方々の不便を解消することができているのではないかと考えております。県道、佐田岬、三崎線の改良につきましても、徐々にではありますが改良が進んでおり、特に農免道路の完成により正野地区へのバスなど大型自動車の乗り入れが可能となり、生活、観光両面で期待いたしております。

又、昨年は、台風十号による明神地区の土石流災害をはじめ、町内全域が多くの被害を受け、現在災害復旧に全力で取り組んでいるところであります。当分の間、この災害復旧事業や道路改良工事のため、議員の皆様をはじめ、町民の方々に、ご不便をおかけいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、来年度から導入が決まっております介護保険制度の受皿作りや障害者対策など福祉問題については、十一年度中に方向を見だし、十二年度開始に対応できる対策がせまっておりますので、町役場の組織を含めた見直しを求められておりますし、財政対策や、診療所運営、ゴミ対策や環境問題、そして、快適な日常生活を送るための道路網の整

備や下水道整備、産業振興のための農業基盤整備や、漁場・漁港の整備、人づくりのための学校教育設備やソフト面の充実、生涯教育の推進など難問は山積みしておりますが、今後は職員が意識を変え一致協力してこれら難問解決に取り組むことが重要であります。そのためには職員が、今までのようなあまい考えでなく、心をひきしめ、研鑽を重ね、資質の向上に努めなければならないと思っております。

さて、本定例会には、三崎町職員定数を削減するための条例改正案など、合計十八議案(可決された案件のとおりに)を提案いたしております。

内容につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、私事でございますが、私は今期限りをもって、引退することを決意いたしました。議員の皆様をはじめ、町民の方々、そして関係者の皆様には、三期十二年間の長きにわたりご指導、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

今後は一町民として町政の進展に協力させていただきますたく存じているところであります。議員の皆様は今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

今議会では、提案した十八議案が原案のとおり可決されました。
なお、町長の招集あいさつの前に、全国町村議長会長からの自治功労表彰状及び愛媛県町村議長会長からの感謝状が、井上幾太郎議員に、金森議長から伝達されました。

◆可決された案件◆

◇条例の改正◇

○三崎町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○三崎町保育園条例の一部を改正する条例の制定について

○三崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◇補正予算◇

○平成十年度三崎町一般会計補正予算(第六号)の制定について

○平成十年度三崎町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)の制定について

◇当初予算◇

○平成十一年度三崎町一般会計予算の制定について

○平成十一年度三崎町国民健康保険特別会計予算の制定について

○平成十一年度三崎町港湾整備特別会計予算の制定について

○平成十一年度三崎町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の制定について

○平成十一年度三崎町老人保健特別会計予算の制定について

○平成十一年度三崎町水道事業会計予算の制定について

◇その他◇

○明神(二名津)漁港局部改良工事(分割の三)の工事変更請負契約の締結について

○二級河川の指定変更について

○八・西衛生事務組合規約の変更について

◆ 三崎町の職員給与等の状況を公表します ◆

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率 (参 考)
9 年 度	10年3月31日 4,546人	千円 4,410,33	千円 77,096	千円 798,749	18.1%	16.7%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計当初予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
10 年 度	96人	千円 376,255	千円 40,960	千円 182,014	千円 599,229	千円 6,242

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (10年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 劣 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
三 崎 町	326,500円	361,400円	45.2才	262,700円	264,700円	54.0才
国	315,850円	—	39.3才	283,812円	—	47.8才

(4) 職員の初任給の状況 (10年4月1日現在)

区 分		三 崎 町		国	
		初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	162,500円	179,800円	173,000円	187,000円
	高校卒	140,700円	150,500円	140,700円	150,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (10年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 7年以上～10年未満	経 験 年 数 15年以上～20年未満	経 験 年 数 20年以上～25年未満
		一般行政職	大学卒 208,500円	—
	高校卒 187,000円	—	296,100円	

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (10年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	
標準的な職務内容	主事補	主 事	主 査	係 長 主 任	課長補佐 専 門 員	課 長 課長補佐	課 長		
職 員 数	1人	12人	6人	22人	32人	7人	6人	86人	
構 成 比	1.1%	14.0%	7.0%	25.6%	37.2%	8.1%	7.0%	100%	
参 考	1年前の 構 成 比	1.1%	12.6%	9.2%	27.6%	34.5%	8.1%	6.9%	100%
	5年前の 構 成 比								

- (注) 1 三崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 職員の手当の状況

区 分	三 崎 町	国
期 末 手 当	(9年度支給割合) 6月期 1.6月分	(9年度支給割合) 6月期 1.6月分
勤 勉 手 当	勤勉手当 0.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.55月分 計 4.05月分	勤勉手当 0.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.55月分 計 4.05月分
退 職 手 当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 1~2号給 一人当たり平均支給額 162千円	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 1号給 一人当たり平均支給額 18,672千円

(注) 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(10年4月1日現在)

区 分	内 容	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容
扶 養 手 当	ア 配偶者 16,000円 イ 扶養親族のうち2人まで 5,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 エ その他の扶養親族 2,000円 オ 特定期間にある子の加算措置 有	同 じ	
住 居 手 当	ア 借家の場合 月額23,000円以下の家賃 家賃月額-12,000円 月額23,000円を超える家賃 (家賃月額-23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 最高支給限度額 27,000円 イ 持家の場合 5年経過時まで2,500円、6年目から1,000円	同 じ	
通 勤 手 当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 45,000円 2分の1加算限度額 5,000円 イ 交通用具使用者 2~5 km 2,000円 25~30 km 13,700円 5~10 km 4,100円 30~35 km 16,100円 10~15 km 6,500円 35~40 km 18,500円 15~20 km 8,900円 40 km以上 20,900円 20~25 km 11,300円	同 じ	

(8) 特別職の報酬等の状況 (10年4月1日現在)

区 分	給料、報酬等の月額	期 末 手 当
町 長	762,000円	(9年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.55月分 計 4.05月分
助 役	610,000円	
収 入 役	572,000円	
議 長	260,000円	
副 議 長	209,000円	
議 員	195,000円	

平成11年三崎町消防出初式



日頃の訓練の成果を披露する団員のみなさん

町民の生命と 財産を守る

平成十一年三崎町消防出初式が三月二十一日(日)、三崎中学校グラウンドで行われました。
式は、多数の来賓を迎え整然と行われました。あいにく、式の途中からの雨により一斉放水等は中止となりましたが、団員のみなさんは、的確かつ迅速に日頃の訓練の成果を披露しました。
なお、次の方々に表彰状並びに感謝状が贈られました。

表彰状並びに感謝状受賞者

●三崎町長表彰 (14名)

分団名	階級	氏名
正野	部長	山内 敏
与修	部長	木下 徹
三崎西	班長	荒川 高雄
三崎西	班長	大岩 康久
井野浦	班長	大瀬戸 伊勢男
串	班長	阿部 勇二
二名津	班長	竹内 元昭
二名津	班長	筒井 仁
三崎東	団員	山口 浩正
三崎東	団員	多田 光良
高浦	団員	清水 哲弘
与修	団員	竹本 満富
正野	団員	松下 正人
名取	団員	西谷 誠司

●八西消防団連合会長表彰 (12名)

分団名	階級	氏名
井野浦	分団長	上本 伝
与修	分団長	小田 庄三
串	副分団長	加藤 市郎
高浦	部長	岡本 健
二名津	部長	山西 岩英
二名津	部長	山中 正安
三崎西	班長	菊池 長一郎
三崎西	班長	松本 虎彦
名取	班長	荒川 秀夫
釜木	班長	若木 勇
三崎東	団員	松下 昭治
三崎東	団員	井上 吉文

無火災表彰

特竿頭綬 正野分団
竿頭綬 高浦分団・平磯分団・名取分団

【表彰の部】

◆日本消防協会会長表彰

精績章 団長 山下一生
勤続章 佐田分団 副分団長 門田光正

◆愛媛県知事表彰

功労章 副団長 横山 忠文
副団長 中田 政木
本部分団長 西村 公男

◆愛媛県消防協会会長表彰

功績章 本部分団長 溜池 庸恭
勤続章 (10名)

分団名	階級	氏名
佐田	分団長	桜井 正司
明神	分団長	浜井 勇
佐田	部長	中村 精次
三崎西	部長	浜中 岩満
名取	部長	古田 幸正
平磯	班長	浅野 吉三郎
与修	団員	山下 博俊
二名津	団員	小西 一郎
二名津	団員	堀本 秀吉
明神	団員	小田 敏勝

規律章 副団長 梶原 直信

【感謝状の部】

◆愛媛県消防協会会長感謝状

消防団員家族内助の功
松 垣内 照美
松 高岸 敬子

◆八西消防団連合会長感謝状

消防団員家族内助の功
大佐田 梶谷 豊美

◆三崎町長及び三崎町消防団長感謝状

高浦 堀田建設株式会社 三崎支店
二名津 有限会社 山西建設

◆三崎町長感謝状

前団長 岩井 忠司
前副団長 宇都宮 忠教

第一分署職員紹介

第一分署第一分隊
分隊長

山口 勇次

前任地 消防署第二分署
住所 保内町須川
趣味 釣り、野球、ツーリング



皆様こんにちは、四月一日付けで第一分署に着任致しました。第二分署での経験を生かし早く皆さんの期待に応えられる様がんばりたいと思います。

又、趣味の釣り、ツーリングで三崎町、瀬戸町方面にはよく出かけています。これからもメロディーラインや海岸で皆様と出会うことがあると思いますので気軽に声をかけて下さい。

三崎中男子バレー部 四国を制覇

バレーボール四国中学校 選抜優勝大会



見事優勝した三崎中男子バレー部のみなさん

バレーボールの第四回四国中学生選抜優勝大会が三月二十七二十八日の二日間に行われ、愛媛県総合運動公園体育館で行われました。この大会には、先に行われた愛媛県中学生バレーボール新人大会で優勝した、三崎中学校男子バレーボール部が出場し、四国四県の代表(各県二チーム)八チーム

の中で見事優勝を果たしました。

◆決勝トーナメント一回戦
三崎 2-0 南部 (徳島)

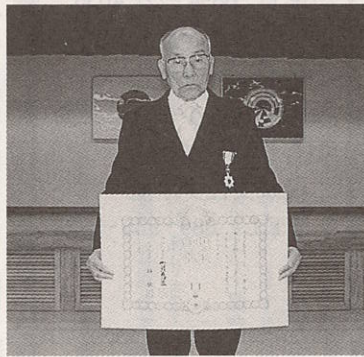
◆準決勝
三崎 2-1 東予東 (愛媛)

◆決勝
三崎 2-0 高知 (高知)

三崎 2-0 高知 (高知)

勲五等双光旭日章に池上八重蔵氏(井野浦) 元三崎町立大佐田小学校校長

二月二十三日(火)町民会館四階大会議室において、池上八重蔵氏の叙勲伝達式が行われ、八幡浜地方局長より勲五等双光旭日章が伝達されました。この受章は、池上氏の多年にわたる学校教育の発展と郷土教育の振興に尽力された功績が認められたものです。おめでとございました。



池上八重蔵氏略歴

明治四十三年十二月十一日生

○昭和五年三月三十一日

西宇和郡双岩尋常高等小学校教員

○昭和十七年四月三十日

西宇和郡三崎国民学校教頭

○昭和二十二年四月一日

西宇和郡三崎町立大佐田小学校校長

○昭和二十九年四月一日

西宇和郡三崎村立串中学校校長

○昭和三十三年四月一日

西宇和郡三崎町立神松名中学校校長

○昭和三十四年四月一日

西宇和郡三崎町立正野小学校校長

○昭和三十七年四月一日

西宇和郡三崎町立大佐田小学校校長

○昭和四十三年三月三十一日
退職

桜の木の下で 伽藍祭



ノコッタ・ノコッタ自熱した草ずもう

四月四日(日)、伽藍山で毎年行われる春祭り「伽藍祭」が、大勢の親子連れの方が参加して行われました。

伽藍祭には、観音様に囲まれた山の中腹に大般若経が開帳され、草ずもうが行われます。以前は、草ずもうも盛んで野村方面からも信者はもちろん、力自慢の男達が押し付けてきたそうです。

今年の伽藍祭は、新しく整備された「体験農園」付近で行われ、参加者のみなさんは、「伽藍山」の変わりようにおどろいていました。

ご入学・ご入園 おめでとう



四月七日(水)には三崎二名津保育園で、四月八日(木)には町内五校の小学校と町内三校の中学校でそれぞれ入園・入学式が行われました。期待と不安でいっぱいの新入園・新入学のみなさん、一日もはやく新しい生活に慣れるようがんばってください。



交通事故相談所開設

県では、交通事故相談所を下記のとおり開設します。

場 所 八幡浜地方局
 所在地 八幡浜市大字松柏1101
 八幡浜地方局 2階 町村会議室
 ☎(0894)22-4111(内線415)
 開設日 毎月25日
 備考 指定日が、県の休日にあたる場合は、その翌日に実施する。
 受付時間 10時～15時
 相談時間 10時～16時
 県の休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日、1月1日～3日及び12月29日～31日までの日

「松山労働条件相談センター」が開設

午後5時以降や土曜日でも、無料で、専門のアドバイザーが、賃金や労働時間等をはじめとする労働条件の様々な問題に、フリーダイヤルで相談や情報提供等を行います。
 ☎0120-135-807(フリーダイヤル)
 【所在地】松山市大手町1丁目1番地1号 岩本ビル3階
 【開設時間】月～金曜日/午後2時～午後8時
 土曜日/午後1時～午後6時
 (休日:日曜日・国民の祝日・年末年始)

4月1日から求人申込書の様式が変わりました!

改正男女雇用機会均等法の施行に伴い、男女別求人募集ができなくなり、すべて不問求人となります。

同法の趣旨をご理解いただき、求人申込み下さいますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

●ハローワーク

八幡浜 求人係
 TEL 0894-22-4033
 なお、改正男女雇用機会均等法の詳細については愛媛女性少年室にお問い合わせください。
 愛媛女性少年室
 TEL 089-935-5222

「受ける前 確認しよう 委託の条件」

● 家内労働旬間 平成11年5月21日～31日

- 委託者(内職の仕事を出している事業主等)の皆さんは、次のことを守りましょう。
 - ①家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を記入した家内労働手帳を渡し、委託のつど、工賃額、支払日、納入受領した物品の数量等を記入しましょう。
 - ②家内労働者の災害防止と健康管理のため、必要な措置や援助を行いましょ。
 - ③最低工賃額以上の工賃を、1ヶ月以内に支払いましょ。
- 家内労働者(委託者からの内職の仕事を受ける方)の皆さんは、次のことに注意しましょ。
 - ①委託者から家内労働手帳の交付を受け、委託条件を必ずはっきりと記入しましょ。
 - ②家内労働による災害の防止を図り、健康管理に努めましょ。
 - ③工賃は、全額1ヶ月以内に支払いを受けましょ。
- 家内労働についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働基準局 賃金課(☎089-935-5200)又は、八幡浜労働基準監督署(☎0894-22-1750)へご照会ください。

「労働基準法が改正されました」

平成10年9月30日、改正労働基準法が公布されました。今回の改正は、

- ①経済社会の変化に対応した主体的な働き方のルールづくり
- ②職業生活と家庭生活との調和、労働時間短縮のための環境づくり
- ③労働契約の複雑化、個別化に対応したルールづくり

の3つを柱とする大幅な改正となっております。また、今回の改正労働基準法は、一部を除き、平成11年4月1日に施行されたことから、愛媛労働基準局並びに県下の各労働基準監督署では、改正法の説明会を開催する等、積極的に改正内容の周知を行うこととしております。

つきましては、八幡浜労働基準監督署(0894-22-1750)又は愛媛労働基準局監督課(089-935-5200)までお問い合わせ下さい。

「登記インフォメーションサービス」

松山地方法務局においては「登記インフォメーションサービス」が3月8日から開始されました。このサービスは、登記所の管轄や不動産登記手続、商業登記手続に関する情報や質問に電話又はファックスで回答されます。

(愛媛県内の登記インフォメーションサービス電話番号)
松山地方法務局 089-915-1697

労働保険料(労災保険+雇用保険)の申告・納付はお済みですか。

平成11年度の年度更新手続きは、4月1日から5月20日までです。申告・納付はお早めに!

お問い合わせは、愛媛労働基準局労災補償課(089-935-5200)
愛媛県雇用保険課(089-941-2940)
または八幡浜労働基準監督署(0894-22-1750)まで。

第2回 今治タオルフェアの開催

日時 平成11年5月15日(土)～16日(日)
 午前10:00～午後5:00
 場所 テクスポート今治及びその周辺
 連絡先 四国タオル工業組合 (担当者名)宇高福則
 (電話番号)0898(32)7000
 メモ 「瀬戸内しまなみ海道」開通を記念し、メーカー100社が一堂に会して、それぞれ自慢のタオルを奉仕価格で販売します。
 また、期間中は記念写真等をタオルにプリントするオリジナルタオルの製作実演や介護用タオルなどの展示販売も行います。
 ご家族お友達など、おそろいでぜひご来場ください。
 備考 雨天決行

郵便局からのお知らせ

ゆうパック(普通小包)の配達時間帯指定サービスの取扱いにつきまして、平成11年3月1日より、お届けのご都合にあわせて、午前9:00～12:00頃、午後13:00～16:00頃、夜間17:00～20:00頃にお届けする時間帯指定サービスを開始いたします。手数料は不要です。また、(ゆうパック)小包の最大重量も20kgまでご利用いただけます。

詳しくはお近くの郵便局か外務職員にお尋ねください。

三崎郵便局 54-0046
54-2366

九州と四国を結んで三十年

「国道九四フェリー」

就航三十周年を迎える

三崎町と佐賀関町間を運航する国道九四フェリーが四月六日、就航三十周年を迎え、三崎を八時半に出る始発便の乗船客に記念品が贈られました。

当初の一旦三往復から佐田岬メロデーライン開通などに伴い利用客が増加し、現在は一日十往復。

三十年間の延べ輸送実績は乗客約三〇〇万人、自動車は約一二万台。十三年連続で乗船台数が増加しています。



県朝日農業賞に三崎共選

一九九八年度の県朝日農業賞に三崎共選が選ばれ、二月五日(金)に西宇和農協三崎支店で表彰式が行われました。

三崎共選は、農林水産省の研究機関で開発された「清見タンゴール」をいち早く導入試作し、消費者のニーズに応じた食味重視の有袋越冬栽培を確立した先見性と品質向上などの絶え間ない努力を続ける姿勢が評価されたものです。

全国有数の温州みかんの産地である当町では、サンフルーツ、清見タンゴール、デコポンなどを生産しており、中でも「宮川早生」と「トロピタオレレンジ」を交配させて育成された「清見タンゴール」は十年ほどで全国一位の産地となり、安定した販売高となっています。

三崎共選では、袋かけ徹底による安全作物の供給や地帯区分徹底による品質の均一化など、共選総会で決定した生産事業計画に基づく栽培管理の徹底を図ることにより、安全で高品質の農産物の栽培に努めています。

看護女学生被害の殺人事件

昭和59年7月15日未明頃に松山市泉町のアパートで看護学生の毛利久美代さんが、殺害された事件は、まだ検挙になっていません。

時効まであとわずか 犯人検挙にご協力を

- ◎ 現場付近を通行した人
- ◎ 不審な人を見かけた人
- ◎ 犯人の噂について知っている人
情報をお願いします。

現場見取図



連絡先

松山東警察署 捜査強化対策室
 ☎089-943-0110 内線553
 フリーダイヤル0120-386-444

免除の承認を受けていた方へ 保険料の「追納制度」をご存じですか？

保険料を免除された期間は、そのままにしておくと将来の年金額が減額されてしまいます。そこで、将来、満額の年金がもらえるように追納制度を利用しましょう。

保険料の追納は、なんらかの理由で一時的に国民年金の保険料を納められずに免除されていた期間について、10年以内であればその期間について保険料の納付ができるという制度です。

より豊かな老後を迎えるため、満額の年金をもらうため保険料の追納をしましょう。

保険料の追納は、その全期間あるいは10年以内で古い期間のものから順番に納付していただく事になります。

◆追納の金額 (平成11年4月から平成12年3月までに納付する場合の金額)

追納する期間	追納保険料	定額保険料
平成元年4月～平成2年3月	11,640円	8,000円
平成2年4月～平成3年3月	11,580円	8,400円
平成3年4月～平成4年3月	11,760円	9,000円
平成4年4月～平成5年3月	12,020円	9,700円
平成5年4月～平成6年3月	12,330円	10,500円
平成6年4月～平成7年3月	12,350円	11,100円
平成7年4月～平成8年3月	12,340円	11,700円
平成8年4月～平成9年3月	12,300円	12,300円
平成9年4月～平成10年3月	12,800円	12,800円
平成10年4月～平成11年3月	13,300円	13,300円

平成11年度国民年金保険料のお知らせ
 本年4月からの国民年金保険料は平成10年度国民年金保険料と同額の13,300円の据え置きになりました。

人の動き

平成11年1月1日から3月31日の間、住民課窓口において取り扱いました結婚・出生・死亡・転入転出等をお知らせします。

1・2・3月分

- ◎ 転入21人 (男10人・女11人)
- ◎ 転出56人 (男33人・女23人)
- ◎ 出生12人 (男5人・女7人)
- ◎ 死亡16人 (男6人・女10人)
- ◎ 結婚2組

5月・6月の休日急患診療予定表

※変更の場合がありますから、ご利用の際は、確認して下さい。

5月16日	申診療所	5610032
5月23日	三崎診療所	5411050
5月30日	二名津診療所	5410743
6月6日	山下医院	5410073
6月13日	門田医院	5410034
6月20日	申診療所	5610032
6月27日	三崎診療所	5411050

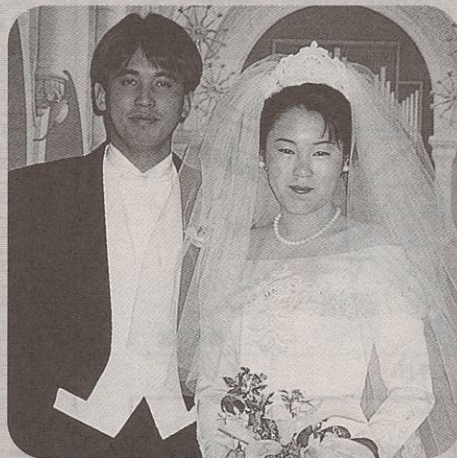
三崎町さざなみ句会

生きる手だてみかんにありてみかん晴
 潮さいのこになつかし山さくら
 のど自慢聞きつつ土筆の袴取る
 一人居の門に花ちる早生桜
 病むことも生きてること春嵐
 逃げまどう小蟹受難の汐干狩
 ゆたかなる藻をうねらせ春の潮
 金髪がなびくよ春のバス停に
 袋とる清見のたまの美しき
 段畑やレール忙しく蜜柑晴
 春陰や撫でて老い知る喉仏
 剪定すしばし見つめて銀光る
 海眺め一両電車や伊予の春
 まちかねて百寿の花がちろちろと
 釣瓶井戸残るふるさと青田風
 世紀末ユーゴスラビア火の中に
 コーラスの会場漏らさぬ春灯
 農のことも急かす心に春炬燵
 ふくみたる芽に朝露の輝けり
 寺籠首駆け地蔵隅つこに
 桜鯛小舟集まる瀬戸の海
 佐田岬木の芽おこしの雨煙る
 やさしさよはこべらの白我が愛し
 海峽に一本釣りの頬被り
 透析の無きひとときを寒茜
 路の薑母の訓えのほろ苦き
 かきつばたむらさきの露こぼしけり
 ビルの窓磨く広さに春の虹
 春一番港を出でて汐煙
 はや苗の季節か種芋の様子みる
 湯の街のビルの間に春の月
 春の潮朝日きらめくバスの窓
 路のとう生まれし嬰の両笑くぼ

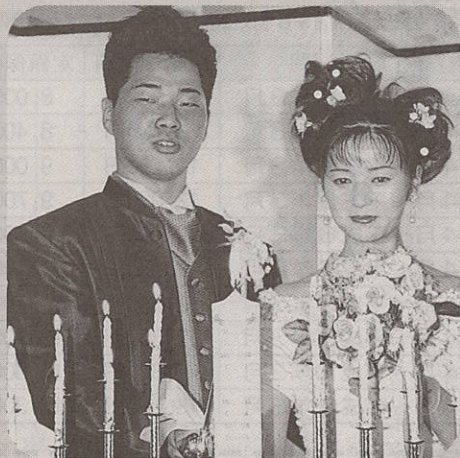
- 中谷段々子
- 梶谷すみれ
- 金森久栄
- 宮本マサ子
- 高岸敬子
- 中村隆保
- 池上馨
- 三好益栄
- 阿達保山
- 三河百年
- 脇中一雄
- 長尾カメ子
- 中井ヤチ子
- 中井不二女
- 岡部富三郎
- 結城時彦
- 中川長治
- 佐々木順子
- 井上幸子
- 大川昇太郎
- 松本光子
- 宮部タミエ
- 今川キクエ
- 名取守人
- 小松末運男
- 阿部八重
- 山本義磨
- 山口松柏
- 山内須磨子
- 加藤尚子
- 山内良子
- 宮部スミエ
- 伊藤植美

ご結婚おめでとう!!

後継者結婚祝い金支給者紹介



大石 太友 郎 紀 さん (旧姓 村中)



宇都宮 圭 千 枝 さん (旧姓 杉浦)